

令和7年9月19日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録
(公開用)

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和7年第9回）議事録

1. 開催日時 令和7年9月19日（金曜日）午前10時

2. 開催場所 本荘由利広域行政センター「学習ホール」

3. 出席委員（18名）

2番 小 松 健	14番 畑 山 留美子
3番 齋 藤 誠	15番 佐 藤 喜 勝
4番 庄 司 和 夫	16番 佐々木 剛
5番 佐々木 亨	18番 加 藤 三 敏
7番 菅 原 文 克	19番 大 瀧 浪 雄
8番 板 垣 利 明	20番 佐々木 純 一
11番 巴 寛	21番 小 野 晃 一
12番 佐 藤 源 樹	22番 豊 島 靖 喜
13番 佐 藤 榮 一	24番 富 樫 公 一

4. 欠席委員（6名）

1番 佐 藤 崇	10番 吉 尾 麻 美
6番 伊 藤 直 子	17番 伊 藤 剛
9番 三 浦 幸 夫	23番 真 坂 和 都

5. 議事日程第1号 令和7年9月19日（金曜日） 午前10 開会

第 1. 議事録署名委員指名

第 2. 会議書記任命

第 3. 会期決定

第 4. 議案第74号 農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件

第 5. 議案第75号 農地法第3条の規定に基づく賃借権設定の件

第 6. 議案第76号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件

第 7. 議案第77号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転許可取り消しの件

第 8. 議案第78号 競売買受適格証明申請に関する件

第 9. 議案第79号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（一括方式）

第10. 議案第80号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（その他）

第11. 議案第81号 農地法第4条第1項の規定に基づく使用目的変更の件

第12. 議案第82号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借権設定の件

第13. 議案第83号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件

第14. 議案第84号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転権設定の件

第15. 議案第85号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について

第16. 議案第86号 由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について

6. 本日の会議に付した事件
議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局長	木 内 卓 朗	次 長	齊 藤 政 樹
農政班長	三 保 敦	次長兼農地班長	二 見 真 之
専門員	今 野 政 幸	主 査	小助川 洋
主査（矢島庶務班）	田 口 達 也	主任（岩城庶務班）	池 田 健 人
主事（由利庶務班）	畠 山 秀	班長（大内庶務班）	小助川 健 志
主事（東由利庶務班）	石 渡 穰	主査（西目庶務班）	巴 留美子
主事（鳥海庶務班）	佐 藤 海 士		

8. 総会議長

富 樫 公 一

9. 議事録署名委員

20番 佐々木 純 一

21番 小 野 晃 一

10. 会議の概要

○議長

これより令和7年9月3日公示招集されました、令和7年第9回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、委員総数24名中18名であります。

1番佐藤崇委員、6番伊藤直子委員、9番三浦幸夫委員、10番吉尾麻美委員、17番伊藤剛委員、23番真坂和都委員より欠席の届け出があります。

出席委員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の提出案件は、議案第74号から議案第86号までの計13件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、20番佐々木純一委員、21番小野晃一委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございません

か。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日１日限りと決定いたしました。

○議長

日程第４、議案第７４号「農地法第３条の規定に基づく使用貸借権設定の件」を議題とし事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第７４号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農地法第３条第２項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨説明する。）

○議長

議案第７４号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第７４号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第７４号は、申請が適法と認め許可することに決定いたしました。

○議長

日程第５、議案第７５号「農地法第３条の規定に基づく賃借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第７５号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農地法第３条第２項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしている旨説明する。）

○議長

議案第７５号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第７５号は、申請が適法と認め許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第７５号は、申請が適法と認め許可することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第76号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第76号について、議案書に基づき取扱件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨説明する。）

○議長

議案第76号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第76号は、申請が適法と認め許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号は、申請が適法と認め許可することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第77号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転許可取り消しの件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案書4ページをご覧ください。取扱い1件です。

本案件については、令和7年8月総会において所有権移転の許可決定されたものですが、その後、申請人の親族の反対により、許可取消願いの申請があったものです。

なお、申請地については、8月総会で許可を受けてから登記の移転までには至っておらず、許可指令書も返納されております。

以上です。

○議長

議案第77号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第77号は、申請のとおり許可を取り消すことに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号は、申請のとおり許可を取り消すことに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第78号「競売買受適格証明申請に関する件」を議題としますが、本議案につきましては、20番・佐々木純一委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【佐々木純一委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第 7 8 号につきまして事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第 7 8 号について、議案書に基づき朗読し概要を説明。

競売において入札者がいなかったことから特別売却のに移行し、裁判所から申請人に対して申入れがなされ手続き上必要な「買受適格証明書」の発出を受けるための申請であり、農地法第 3 条の許可基準に基づいて判断されるものであり、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしている旨を説明。

なお、申請人が買受適格者であることを本総会で決定し「買受適格証明書」交付後に申請人が特別売却手続を完了した場合には、所有権移転の許可申請書を農業委員会が受理し、総会における所有権移転の許可決定を経ずに、速やかに許可指令書を交付することになる旨、あわせて説明する。

○議長

議案第 7 8 号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第 7 8 号は、申請のとおり買受適格者であることを証明し、特別売却が成立した場合には、所有権移転の許可申請書を農業委員会が受理し、総会における所有権移転の許可決定を経ずに、すみやかに許可指令書を交付することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 7 8 号は、許可申請書を農業委員会が受理し、総会における所有権移転の許可決定を経ずに、すみやかに許可指令書を交付することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【佐々木純一委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第 9、議案第 7 9 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（一括方式）」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第 7 9 号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項の各号を満たしている旨説明する。）

○議長

議案第 7 9 号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第79号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号は、原案が適当と認め異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第80号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（その他）」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第80号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨説明する。）

○議長

議案第80号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第80号は、原案が適当と認め異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号は、原案が適当と認め異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

○議長

日程第11、議案第81号「農地法第4条第1項の規程に基づく使用目的変更の件」を議題とし、1番につきまして事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第81号について議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などの面から、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断する旨を説明する。

なお、本案件の農地は「地域計画」内農地であることから、「地域計画」からの除外手続を必要となり市より除外に際しての意見を求められており、委員に書面にて聴き取りを行い「意見なし」との回答を得ており、事務局長専決により市に対して「意見なし」と回答し、関係機関からの聴き取りや縦覧公告の手続を踏まえ、9月30日付けで「地域計画」から除外する決定公告が出される見込みである旨を市農業振興課より確認しているほか、本案件については、第1種農地のため、秋田県農業会議の意見聴取の対象になり、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申の後、「地域計画」から除外する決定公告の期日と同日付で許可することになる旨あわせて説明する。

○議長

議案第 8 1 号 1 番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いします。庶務班。

○庶務班

議案第 8 1 号 1 番について、調査日時、現地調査出席者を報告し、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地に係る営農条件への支障は問題ないものと確認してきた旨を報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第 8 1 号 1 番の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

次に、2 番につきまして事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第 8 1 号 2 番について議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などの面から、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断する旨を説明する。

なお、本案件の農地は「地域計画」内農地であることから、「地域計画」からの除外手続を必要となり市より除外に際しての意見を求められており、委員に書面にて聴き取りを行い「意見なし」との回答を得ており、事務局長専決により市に対して「意見なし」と回答し、関係機関からの聴き取りや縦覧公告の手続を踏まえ、9 月 3 0 日付けで「地域計画」から除外する決定公告が出される見込みである旨を市農業振興課より確認しているほか、本案件については、面積が 3 0 a を超えるため秋田県農業会議の意見聴取の対象になり、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申の後、「地域計画」から除外する決定公告の期日と同日付で許可することになる旨あわせて説明する。

○議長

議案第 8 1 号 2 番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いします。

調査員、3 番・齋藤誠委員。

○3 番・齋藤誠委員

議案第 8 1 号 2 番について、調査日時、現地調査出席者を報告し、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地に係る営農条件への支障は問題ないものと確認してきた旨を報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第 8 1 号 2 番の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第 8 1 号は秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。
お諮りいたします。議案第 8 1 号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 8 1 号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問うえ、許可相当の答申の後、「地域計画」から除外する決定公告も踏まえ許可することに決定いたしました。

○議長

日程第 1 2、議案第 8 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第 8 2 号について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などの面から、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断する旨を説明する。

なお、本案件については、秋田県農業会議の意見聴取の必要としない案件であり、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可することになる旨を説明する。

○議長

議案第 8 2 号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いします。

調査員、20 番・佐々木純一委員。

○20 番・佐々木純一委員

調査日時、現地調査出席者を報告し、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地に係る営農条件への支障は問題ないものと確認してきた旨を報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第 8 2 号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。
ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第 8 2 号は秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。
お諮りいたします。議案第 8 2 号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 8 2 号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第 1 3、議案第 8 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく使用目的変更に伴う使用賃借権設定の件」並びに、関連がありますので、日程第 1 4、議案第 8 4 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、議案第 8 3 号 1 番、並びに議案第 8 4 号 1 番から 5 番につきまして事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第83号1番と議案第84号について一体の事業につき合わせて説明。

議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などの面から、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断する旨を説明する。

なお、本案件の農地は「地域計画」計画から除外済みであり、また、秋田県農業会議の意見聴取の必要としない案件であり、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可することになる旨を説明する。

次に、議案第84号1番について、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断され、本案件の農地は「地域計画」内農地であることから、「地域計画」からの除外手続を必要とし、市より除外に際しての意見を求められており、委員に書面にて聴き取りを行い「意見なし」との回答を得ているので、事務局長専決により市に対して「意見なし」と回答しており、関係機関からの聴き取りや縦覧公告の手続を踏まえ、9月30日付けで「地域計画」から除外する決定公告が出される見込みについて、市農業振興課より確認している旨を説明する。

また、本案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要がありませんので、本総会で許可することに決定した場合は、「地域計画」から除外する決定公告の期日と同日で許可することになる旨をあわせて説明する。

2番、4番、5番についても1番と同じ内容である旨の説明を行う。

○議長

議案第83号1番、並びに議案第84号1番から5番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いします。

調査員、20番・佐々木純一委員。

○20番・佐々木純一委員

調査日時、現地調査出席者を報告し、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地に係る営農条件への支障は問題ないものと確認してきた旨を報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第83号1番、並びに議案第84号1番から5番の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第83号1番並びに議案第84号1番から5番は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第83号1番並びに議案第84号1番から5番は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第83号1番並びに議案第84号1番から5番は、申請が適法と認め、「地域計画」から除外する決定公告も踏まえ、許可することに決定いたしました。

次に、議案第83号2番並びに議案第84号6番につきまして事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第83号2番並びに6号について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などの面から、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許

可相当と判断する旨を説明する。

なお、本案件については、申請面積が30aを超えるため、秋田県農業会議の意見聴取対象になります。本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することになる旨を説明する。

また、本案件の農地は「地域計画」内農地であることから、「地域計画」からの除外手続を必要とし、市より除外に際しての意見を求められており、委員に書面にて聴き取りを行い「意見なし」との回答を得ているため、事務局長専決により市に対して「意見なし」と回答しているほか、関係機関からの聴き取りや縦覧公告の手続を踏まえ、9月30日付けで「地域計画」から除外する決定公告が出される見込みについて、市農業振興課より確認している旨を説明する。

さらに、本案件については、第1種農地のため、秋田県農業会議の意見聴取の対象になり、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申を受けた後、「地域計画」から除外する決定公告の期日と同日に許可することになる旨をあわせて説明する。

○議長

議案第83号2番並びに議案第84号6番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、11番・巴寛委員。

○11番・巴寛委員

調査日時、現地調査出席者を報告し、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地に係る営農条件への支障は問題ないものと確認してきた旨を報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第83号2番、並びに議案第84号6番の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【16番佐々木剛委員手を挙げる】

○議長

16番佐々木剛委員。

○16番・佐々木剛委員

16番佐々木です。貸渡人の名義が本荘市子吉牧野農業協同組合となっているが、それは何をするための組織か伺います。

○議長

事務局。

○事務局

採草地の管理を行うための組合と認識しております。

○議長

よろしいでしょうか。

○16番佐々木剛委員

はい、わかりました。

○議長

ほかにございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第83号2番並びに議案第84号6番は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。

お諮りいたします。議案第83号2番並びに議案第84号6番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第83号2番並びに議案第84号6番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問の上、許可相当の答申の後、「地域計画」から除外する決定公告も踏まえ、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第15、議案第85号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について」を議題とし、1番につきまして事務局より説明を求めます。

○事務局

申請地は、長期間耕作しておらず、雑草や雑木等が繁茂し原野化している状況であり、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しない旨説明する。

○議長

議案第85号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

庶務班。

○庶務班

調査日時並びに調査者を報告し、現地は、長期にわたり耕作された様子はなく、雑草や雑木が繁茂し原野化している状況にあり、農地への復元は困難であると判断し、農地法第2条の農地に該当しないものと確認した旨報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第85号1番の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

次に、2番につきまして事務局より説明を求めます。

○事務局

申請地は、長年耕作しておらず、雑草や雑木等が繁茂し、山林化している状況であり、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと確認した旨報告する。

○議長

議案第 8 5 号 2 番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、1 1 番・巴寛委員。

○ 1 1 番・巴寛委員

調査日時並びに調査者を報告し、現地は、長期にわたり耕作された様子はなく、雑草や雑木が繁茂し原野化している状況にあり、農地への復元は困難であると判断し、農地法第 2 条の農地に該当しないものと確認した旨報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第 8 5 号 2 番の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第 8 5 号は、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない判断することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 8 5 号は、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない判断することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【市農業振興課担当者着席】

○議長

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第 1 6、議案第 8 6 号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」を議題とし、最初に、変更案の概要につきまして、別冊の添付資料に基づき、市農業振興課担当者の説明を求めます。

○市農業振興課

議案第 8 6 号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案について」変更案件 1 2 件の概要を説明。

変更箇所、対図番号「本 1」は、これまでも農地として利用していたが、農用地区域から除外されており、今後も継続して農地利用するための編入申請です。

対図番号「本 2」は、これまでも農地として利用していたが、農用地区域から除外されており、継続して農地利用するための編入申請です。

対図番号「本 3」、駐車場及び資材置場造成のための除外申請で、地域計画の変更により農用地から除外される見込みであることから、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれはないと判断されます。

対図番号「鳥 1」、杉植林のための除外申請で、地域計画の変更により農用地から除外される見込みであることから、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれはないと判断されます。

対図番号「鳥 2」～「鳥 7」は、農地基盤整備事業区域とし、今後も農地として利用していくための編入申請です。

対図番号「鳥 8」、杉植林のための除外申請で、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれはないと判断されます。

対図番号「由1」、農業用施設用地とし、ミニライスセンターとして利用していくための編入申請です。

変更案の概要は以上です。

対図番号「本1」について説明します。現況は田であり、これまでも農地として利用していたが、農用地区域から除外されており、今後も農地として利用していくための編入するものです。

次に「本2」について説明いたします。現況は田であり、これまでも農地として利用していたが、農用地区域から除外されており、今後も農地として利用していくための編入するものです。

続きまして「本3」について説明いたします。地域計画の変更により農用地から除外される見込みであることから、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれはないと判断され、除外要件である「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号の要件を全て満たしております。

○議長

次に、対図番号「鳥1」～「鳥8」につきまして、担当者の説明を求めます。

○（担当者）

対図番号「鳥1」申請地、筆数、面積を延べ、現況地目は田で変更の種別は除外で、変更理由は「杉植林のため」で、「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号の各要件にあたるか検討した結果についてご説明いたします。

はじめに第1号、まず必要性和代替性の有無についてですが、本案件は、耕作条件が悪く、受け手のいない休耕田の有効活用を図るため杉を植林するもので、計画規模は適当であると判断されます。休耕田を保全するために植林するものであるため、候補地の選定は必要としません。

続いて第2号、申請地は現在、地域計画内の農地となっておりますが、地域計画の変更により除外される見込みであることから、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれはないと判断されます。

続いて第3号、申請地はそのほとんどを森林や原野に周囲を囲まれた農地であり、隣接農地は長期間耕作されていないことから、農作業の効率化及びその他の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと判断されます。

続きまして第4号、申請地は現在、農用地として利用されておらず、地域の担い手による利用集積の計画もないため、農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと判断されます。

続いて第5号、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により自然浸透するため、周辺土地改良施設等の機能に支障を及ぼす恐れはないと判断されます。

次に第6号、申請地とその周辺における、土地改良事業等は実施されていません。

以上から、農用地区域から除外するために必要な「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号の全ての要件を満たしております。

つづきまして「鳥2」。申請地、筆数、面積を延べ、現況は田で、基盤整備事業区域とし、今後も農地として利用していく計画であるため編入です。

つづきまして、「鳥3」。申請地、筆数、面積を延べ、現況地目は田で変更の種別は編入で、基盤整備事業区域とし、今後も農地として利用していく計画であるため編入するものであります。

つづきまして、「鳥4」。申請地、筆数、面積を延べ、現況地目は、畑、変更の種別は編入で基盤整備事業区域とし、今後も農地として利用していく計画であるため編入するものであります。

つづきまして、「鳥5」。申請地、筆数、面積を延べ、現況地目は用悪水路・公衆用道路で4変更の種別は編入で基盤整備事業区域とし、今後も農用地として利用していくため」です。検討結果に入る前に、申請地が農地ではないが農業委員会の意見を聴く理由について説明いたしま

す。

申請地は由利本荘農業振興地域整備計画において農用地区域より除外されておりましたが、基盤整備事業を行うにあたって農用地区域へ編入する必要があります。

現況用悪水路等を農用地区域へ編入するにあたり、その手続きについて振興局へ相談した結果、農業振興地域整備計画の変更申出により変更手続きをしても差し支えないとの回答がありました。これを踏まえ、農業振興地域整備計画を変更するにあたり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第10条第3項の規定に基づく「農用地等及び農用地等とすることが適当な土地」に該当することから、本総会においてお諮りするものです。

つづきまして、「鳥6」。申請地、筆数、面積を延べ、現況地目は用悪水路で基盤整備事業区域とし、今後も農用地として利用していくためです。

申請地が農地ではないが農業委員会の意見を聴く理由については、鳥海5と同様です。

つづきまして、「鳥7」。現況地目は、用悪水路で変更の種別は編入で、変更理由は、基盤整備事業区域とし、今後も農用地として利用していくためです。

申請地が農地ではないが農業委員会の意見を聴く理由については、鳥5と同様です。

次に「鳥8」。申請地、筆数、面積を延べ、現況地目は田で変更の種別は除外で、杉植林のためです。

「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号の各要件にあたるか検討した結果についてご説明致します。

はじめに第1号、まず必要性和代替性の有無についてですが、

本案件は、耕作条件が悪く、受け手のいない休耕田の有効活用を図るため杉を植林するものです。植栽間隔約1.92mで810本植林する計画としており、計画規模は適当であると判断されます。

休耕田を保全するために植林するものであり、候補地の選定は必要としません。

続きまして第2号、申請地は現在、地域計画内の農地となっておりますが、地域計画の変更により除外される見込みであることから、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれはないと判断されます。

次に第3号、申請地はそのほとんどを森林や原野に周囲を囲まれた農地であり、隣接農地は長期間耕作されていないことから、農作業の効率化及びその他の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと判断されます。

次に第4号、申請地は現在、農用地として利用されておらず、地域の担い手による利用集積の計画もないため、農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと判断されます。

続きまして第5号、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により自然浸透するため、周辺土地改良施設等の機能に支障を及ぼす恐れはないと判断されます。

続きまして第6号、申請地とその周辺における、土地改良事業等は実施されていません。

以上から、農用地区域から除外するために必要な「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号の全ての要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

○議長

次に、対図番号「由1」につきまして、担当者の説明を求めます。

○（担当）

変更の種別は「編入」です。

申請地の現況地目は宅地になっており、農業用施設用地とし、ミニライスセンターとして利用していく計画であるため編入するものであります。

○議長

対図蛮行「本1」から「由1」までの説明がおわりました。

これより、現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いします。

最初に、対図番号「本3」のご報告をお願いします。

調査員、20番・佐々木純一委員。

○20番・佐々木純一委員

調査日時、現地調査出席者を報告し、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地に係る営農条件への支障は問題ないものと確認してきた旨を報告する。

○議長

ご苦労様でした。

次に、対図番号「鳥1」と「鳥8」のご報告をお願いします。

調査員、12番・佐藤源樹委員。

○12番・佐藤源樹委員

調査日時、現地調査出席者を報告し、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地に係る営農条件への支障は問題ないものと確認してきた旨を報告する。

○議長

ご苦労さまでした。

続いて事務局より農地法に基づく説明を求めます。

○事務局

さきほど、農振担当者より説明のありましたとおり、農振農用地除外の案件は、農地転用の申請を前提としておりますので、農地法の規定による農地区分の立地基準、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

対図番号「本3」について、申請地は「300m以内に駅・市町村役場・インターチェンジ等の施設がある農地」に該当し、第3種農地と判断され原則許可することができることから、本件は今後、農地転用申請がされた場合には、立地基準上は許可相当と見込まれます。

つづきまして、対図番号「鳥1」について、申請地は「ほかの農地区分に該当しない農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地」に該当し第2種農地と判断され、転用は申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来る場合には原則として許可出来ないとされていますが、事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地周辺には、申請内容を達成することが可能な農地以外の土地や第3種農地は無いと認められます。

つづきまして、対図番号「鳥8」について、申請地は「ほかの農地区分に該当しない農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地」に該当し、第2種農地と判断され、転用は、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来る場合には原則として許可出来ないとされていますが、事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地周辺には、申請内容を達成することが可能な農地以外の土地や第3種農地は無いと認められ、除外申請のあった3件は今後、農地転用申請がされた場合には、立地基準上は、許可相当と見込まれますので、由利本荘農業振興地域整備計画の変更案については、妥当と考えます。

○議長

ただいまの議案第86号の事務局説明および現地調査報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問。ご意見ございませんか。

【5番佐々木亨委員手を挙げる】

○議長

5番佐々木亨委員。

○5番・佐々木亨委員

由1の編入について、白地農地でもライスセンターは建設できると思うが何の目的をもって編入するのか。補助事業に該当させるためか。

○議長

事務局。

○事務局（農業振興課）

白地農地で、ライスセンターの建設は問題ありません。

融資を受けるにあたり、有利な融資に該当させるために申請があったものです。

○5番・佐々木亨委員

了解しました。

○議長

ほかにございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第86号は、原案が適当とも認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって議案第86号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

暫時休憩します。

【農業振興課担当者退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、お諮りいたします。

今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午前11時30分閉会)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第13条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長

富 樫 公 一

議事録署名委員

佐々木 純 一

議事録署名委員

小 野 晃 一